

お客さま各位



電気需給約款（関西電力エリア版）、石川電力電気料金メニュー約款の変更について

2023年4月1日付で以下の通り、電気需給約款（関西電力エリア版）および石川電力電気料金メニュー約款の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

電気需給約款（関西電力エリア版）新旧対照表

	変更前	変更後
電気需給約款（関西電力エリア版）	<p>第3条 電気需給約款の変更</p> <p>1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>	<p>第3条 電気需給約款の変更</p> <p>1. 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、<u>みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合</u>、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに</p>

対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン A (4) 電気料金

(a) 料金

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	341 円 02 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 32 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	29 円 29 銭

2. 標準プラン B (4) 電気料金

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 21 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 21 銭

第 13 条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、「1 月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間

第 10 条 電気料金メニュー

1. 標準プラン A (4) 電気料金

(a) 基本料金

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	<u>433 円 41 銭</u>
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 31 銭</u>
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>25 円 71 銭</u>
	上記超過 1 キロワット時につき	<u>28 円 70 銭</u>

2. 標準プラン B (4) 電気料金

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>416 円 94 銭</u>
---------------------	-------------------

(b) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>17 円 91 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>21 円 12 銭</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>23 円 63 銭</u>

第 13 条 料金の算定および算定期間

1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、「1 月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間

<p>(以下「検針期間」といいます。)とします。ただし、前条(使用電力量の計量および検針)第3項第(3)号の場合であって、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</p> <p>(1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p>(2)契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>(3)検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</p> <p>(4)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。</p> <p>(1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p>(2)契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>(3)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p>	<p>(以下「検針期間」といいます。)とします。ただし、前条(使用電力量の計量および検針)第3項第(3)号の場合であって、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</p> <p>(1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p><u>削除</u></p> <p>(2)検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</p> <p>(3)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合、以下の場合を除き、「1月」を単位として算定し、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)とします。</p> <p>(1)お客さまに電気の供給を開始、再開、休止、または停止、もしくは本契約が終了した場合</p> <p><u>削除</u></p> <p>(2)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合</p>
---	---

第 27 条 お客さまの申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた解約期日に終了します。
 - (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。

第 28 条 契約の解除および期限の利益の喪失

第 27 条 お客さまの申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社が適切と考える方法にて通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。
2. 本契約は、次条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、解約通知に記載等された解約希望日または電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に通知がされた解約期日に終了します。
 - (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日の翌日以降に受け取ったときは、お客さまと当社との協議によって定めた日に本契約を終了するものとします。

第 28 条 契約の解除および期限の利益の喪失

（追記）

4. お客さまが第 27 条（お客さまの申し出による解約）第 1 項による通知をされないのでその需要場所から転移し、電気を使用されていないことが明らかな場合には、需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は終了するものといたします。

<p>第 30 条 契約の変更</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を書面、電話にて通知し、当社の書面での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。</p> <p>4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、1 月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 30 条 契約の変更</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客さまが契約電流、契約容量、契約電力の増加または減少を希望する場合には、変更希望日の 30 日前までに当社にその旨を<u>当社が適切と考える方法</u>にて通知し、<u>当社が適切と考える方法</u>での了承をいただきます。ただし、本契約締結日以降、新たに契約電流、契約容量、契約電力を設定した日または契約電流、契約容量、契約電力を増加した日から 1 年未満の期間内には当社の事前の同意をえない限り、契約電流、契約容量、契約電力を減少できません。</p> <p>4. 契約電流、契約容量、契約電力の変更は、<u>原則として申込をされた日若しくは設備が変更された日以降の検針日から適用します</u>。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p>
--	--

【変更後の電気需給約款の掲載先】

URL : <https://www.enexls.ne.jp/kiyaku/>

石川電力電気料金メニュー約款新旧対照表

変更前		変更後	
第4条 契約種別		第4条 契約種別	
1. KSC・石川電力お仕事電気プラン		1. KSC・石川電力お仕事電気プラン	
(4) 電気料金 (a) 基本料金		(4) 電気料金 (a) 基本料金	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	360円91銭	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>381円85銭</u>
2. KSD・石川電力動力プラン		2. KSD・石川電力動力プラン	
(4) 電気料金(a)基本料金		(4) 電気料金(a)基本料金	
契約電力1キロワットにつき	959円42銭	契約電力1キロワットにつき	<u>982円26銭</u>

【変更後の石川電力電気料金メニュー約款の掲載先】

URL : <https://www.enexls.ne.jp/kiyaku/>

以上